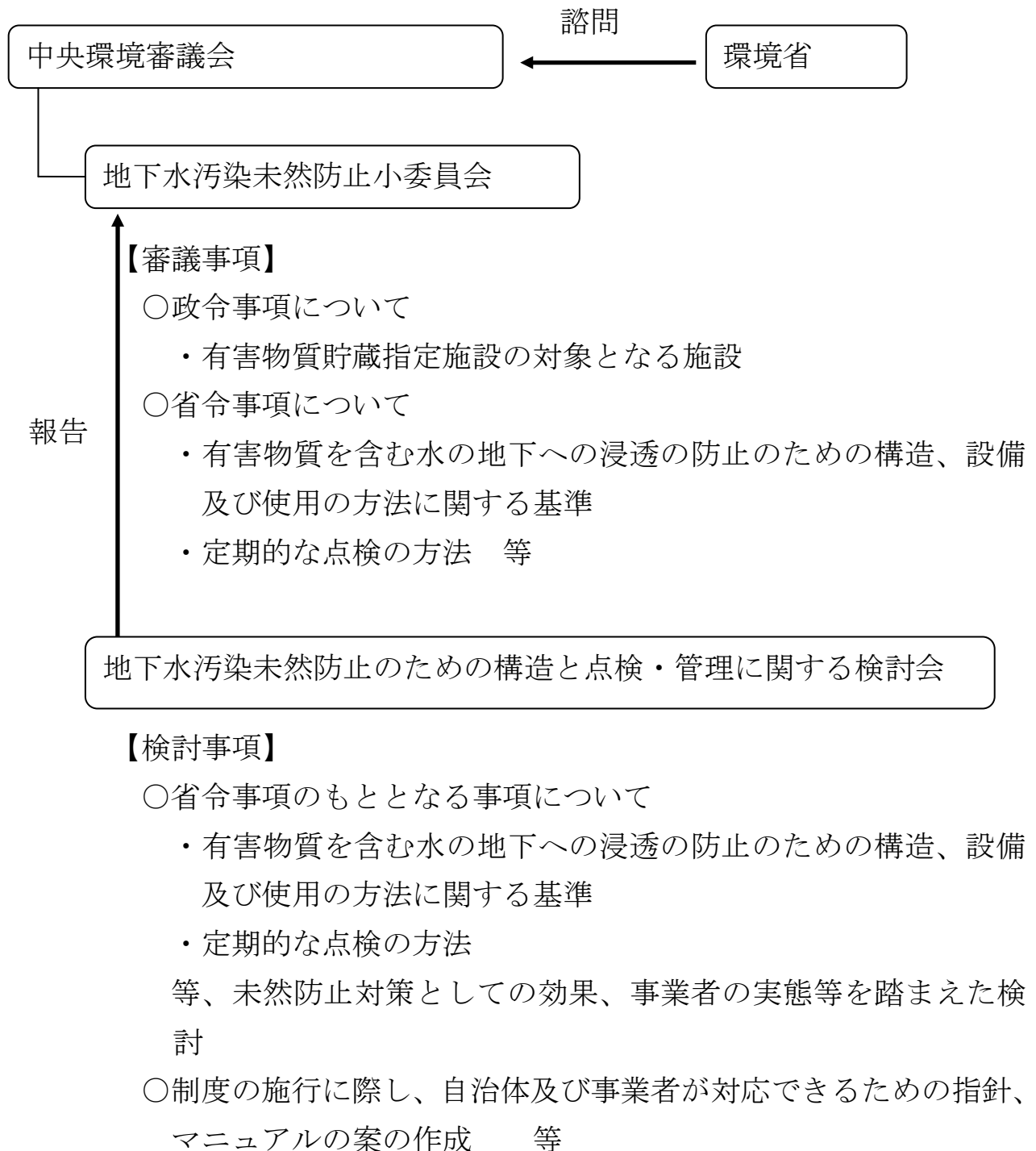


小委員会と検討会の役割について



(参考)

地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（答申）（抜粋）

（平成23年2月15日中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会）

5. 今後の課題と留意事項

1) 「4. 今後の地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」に示した措置の具体的な内容については、本答申を基本として、さらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分に反映しながら決めていく必要がある。その際、多くの地下水汚染事例が、有害物質の漏洩や地下浸透を防止できる構造になっていない施設・設備を有する、または不適切な作業や設備の操作を行っている事業場で発生していることに鑑み、新たに導入する措置の内容については、業種や事業者の規模、施設内容により差異はみられるものの、既に講じられている事業者の地下水汚染の未然防止対策を十分に踏まえて決定する必要がある。

また、措置の具体的な内容は、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、及び業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ、必要な性能を定めることを基本として検討する必要がある。

2) 本答申に基づく制度の施行に際し、例えば環境省及び地方公共団体において、中小規模の事業者が対応できるようわかりやすいマニュアル等を作成することにより措置の内容の周知徹底を図る等、中小規模の事業者の取組に配慮する必要がある。一方、中小規模の事業者の団体をはじめ関係者においては、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、積極的な役割を果たすことが期待される。

また、構造や点検・管理に関する措置の遵守状況に応じて、事業者に何らかのインセンティブを付与するような方策をはじめとする支援策について検討する必要がある。

3) 4. に示した措置を導入するに当たっては、届出等の事務手続きに要する事業者の負担を可能な限り軽減する必要がある。

4) 都道府県等の水濁法担当部局において消防部局等他法令の担当部局と十分連携し、今回の措置の対象外の施設等が原因となって地下水汚染が発生した場合の対応や、施設の廃止後の適切な対応が図られるよう取り組む必要がある。

5) 地下貯蔵設備等からの有害物質の地下浸透を低コストで検知できる技術、汚染された後において低コストで浄化する技術等について、引き続き研究、技術開発が促進されるよう努める必要がある。

6) 地下水を汚染する可能性のある有害物質の処理や公共用水域への排出の状況等に関し、それらの製造、使用、貯蔵等を行う事業者や関係行政機関において、地域住民との一層のリスクコミュニケーションが進められるとともに、地下水汚染が発生した場合に速やかな情報提供が行われるよう努める必要がある。